

資料

陸戦の法規慣例に関する条約（ハーグ陸戦条約） 日本語訳は各自の条約集参照

L'article 3

La Partie belligérante qui violerait les dispositions dudit Règlement sera tenue à indemnité, s'il y a lieu. Elle sera responsable de tous actes commis par les personnes faisant partie de sa force armée.

イギリス人元捕虜損害賠償請求事件 東京地裁 1998年11月26日判決 1685 判時 3

国際法上の個人の法主体性は、次のとおり、例外的な場合に限り認められる。

（１）国際法は、第一義的には国家間の権利義務を定めるものであるから、個人の生活関係または権利義務関係を規律の対象としたとしても、そこに規定されているのは国家間の国際法上の権利義務にすぎない。

（２）また、国際法は、国家間の権利義務を定めるものであるから、ある国家が国際法に違反する行為によって責任を負うべき場合、その国家に対して責任を追及できる主体は国家である。当該違反行為によって個人が被害を被ったとしても、加害国に対して責任を追及できる主体は、被害者の所属する国家であり、国家が外交保護権等を行使することによって被害者の救済が図られる。

（３）そして、個人は、国際法によって、国家に対して特定の行為を行うように国際法上の手続によって要求できる地位を与えられている場合に限り、例外的に法主体性を有するにすぎない。

フィリピン性奴隷事件 東京地裁 1998年10月9日判決 1683 判時 57

国際法は、国家と他の国家との関係を規律する法であるから、一般に個人が国際法上の法主体性を有するものではなく、国際法が個人の生命、身体、財産等の個人的利益を保護しようとする場合にも、国家に対し個人の権利、利益を侵害してはならないとの義務を課しつつ、その義務の違反行為に対しては、被害を受けた個人の損害賠償を請求するという方法によって、間接的に被害者の救済を図ることを予定しているものである。したがって、個人がその属する国以外の国家に対し権利侵害による被害回復を直接求めるには、これを認める特別の国際法規範が存在しなければならない。

同事件 東京高裁 2000年12月6日判決 1744 判時 48

国際法とは原則的に国家と他の国家との関係を規律する規範のことである。……もっとも、このような国家と国家との関係を規律するという国際法の性格は時代の変遷や国際社会の構造の変化等とともに変容し、本質的には国家の内政に関する事項や個人の権利に関する事項をも国際法による規律の対象に取り込むものが現れるようになり、その限りにおいて個人と他の国家との

関係が国際法により直接規律されることも生じている。しかし、独立の主権を有している国家をそのような規律に従わせるためには国際法上明確な根拠が必要であり、国家を構成する個人が所属国以外の国家に対し直接被害回復を求める権利を付与されるというためには、個人が所属国以外の国家に対し直接被害回復を求めることを認める特別の国際法規範が存在しなければならない。右国際法規範は必ずしも直ちに利用することができる具体的な権利実現方法を定めるものでなくともよいが、少なくとも国際法規範において権利の実現手段を確保することを国家に義務づけるなど右のような個人の請求が権利として他の国家を拘束するものであることが明らかでなければならない。

7 3 1 部隊・南京大虐殺事件 東京地裁 1999年9月22日判決 1028判タ92

たしかに、ヘーグ陸戦条約3条が個人の国家に対する損害賠償請求権を付与したものであるという権利の存在に関する事項と、損害賠償請求権の実現方法に関する規定が存しないという事項とは、論理的には別個の事柄である……。

[条約が定める特別の国際的] 手続がない場合にも、個人が条約によって国際法上権利を享有するという学説が存在していないわけではない。……この場合、個人の権利は、それが人権という権利の性質上、締約国がその意思のみによって本来的に放棄し得ない内実を持っていることがその根拠とされる。ただし、このように個人が国際法上権利を持つとされる場合も、その権利の内容が一義的に決まっているものではない。

対日平和条約(サンフランシスコ平和条約) 1951年9月8日 日本語訳は各自の条約集

参照

Article 14

(b) Except as otherwise provided in the present Treaty, the Allied Powers waive all reparations claims of the Allied Powers, other claims of the Allied Powers and their nationals arising out of any actions taken by Japan and its nationals in the course of the prosecution of the war, and claims of the Allied Powers for direct military costs of occupation.

Article 19

(a) Japan waives all claims of Japan and its nationals against the Allied Powers and their nationals arising out of the war or out of actions taken because of the existence of a state of war, and waives all claims arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of any of the Allied Powers in Japanese territory prior to the coming into force of the present Treaty.

在外資産補償請求訴訟 最大判 1968 年 11 月 27 日 22 民集 2808

事実

原告がカナダに所有していた財産が、戦後、平和条約 14 条(a)2(1)に基づきカナダによって処分された。原告は、これは日本政府が賠償義務の履行のために日本国民の財産を犠牲にしたのであって、公用収用と同じであるから憲法 29 条 3 項に基づいて補償すべき、と主張した。

判決

[平和] 条約は、当時未だ連合軍総司令部の完全な支配下において、我が国の主権が回復されるかどうかはまさに同条約の成否にかかっていたという特殊異例の状態のもとに締結されたものであり、同条約の内容についても、日本国政府は、連合国政府と実質的に対等の立場において自由に折衝し、連合国政府の要求をむげに拒否することができるような立場にはなかったのみならず、右のような敗戦国の立場上、平和条約の締結に当たって、やむを得ない場合には憲法の枠外で問題の解決を図ることも避けがたいところであったのである。……ところで戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡に関わる非常事態にあっては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなげなければならないところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害の如きも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。

……したがって、これら在外資産の喪失による損害に対し、国が、政策的に何らかの配慮をするかどうかは別問題として、憲法 29 条 3 項を適用してその補償を求める所論主張は、その前提を欠く……。

日韓請求権協定 1965.6.22. 外務省『条約集（昭和 40 年二国間条約）』

第 2 条 財産・権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、[サン・フランシスコ] 平和条約第 4 条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの……に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で 1947 年 8 月 15 日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) [省略]

3 2 の規定に従うことを条件として、一方の締約国およびその国民の財産、権利および利益であってこの協定の署名の日に関係する締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国およびその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

堀本事件 東京高裁 1959年4月8日 10下民集712

事案

占領軍兵士の強盗行為により負傷した原告は、平和条約19条(a)によって国が国民の請求権を放棄したことは違法な公権力の行使であるとして、国に対して損害賠償を請求した。

判決

第19条(a)の解釈として、単に日本国がその国民の受けた被害につき外交的保護の形で連合国に要償を提出することを放棄したもの、被控訴人[国]のいわゆる日本国の持つ外交保護権の放棄のみと解すべきでなく、連合国ないしその国民に対する日本国民の国内法上の請求権をも含めて放棄したものと解すべきであるが、それは国際法の主体としての国家すなわち日本国と連合国間の権利義務関係としてのことであるから(被控訴人も主張する如く国民個人の請求権の如き本来国家の持つ権利でないから直接放棄の対象とならない)、結局この点に関する右条項の趣旨は「日本国は連合国に対して日本の国民が連合国の国内法上または日本国内法上連合国民に対して認められるかもしれない請求権を否認されてもよいことを約束した」ことを意味するに帰着する。

在日韓国人従軍慰安婦戦後補償請求事件 東京高判 2000.11.30 1741 判時 40

控訴人(原告)の主張

[日韓請求権]協定におけるその国民の財産、権利及び利益については、所属国の外交保護権が放棄されたものにすぎない上、控訴人などのような在日韓国人の請求権は、右の完全かつ最終的な解決から除外されている。

被控訴人(被告)の主張

控訴人ら¹在日韓国人については「財産、権利及び利益」は完全かつ最終的に解決されたとはいえないが、「請求権に関する問題」は完全かつ最終的に解決されたことになる。右日韓協定2条にいう「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づくすべての実体上の権利をいい、「請求権」とは、実体的権利ではないいわゆるクレームを提起する地位をいうものと解釈すべきことは両国間で合意されている。控訴人の本件請求は、法律上の根拠に基づく実体的権利ではないから、右の「請求権」に該当し、日韓協定2条1項により完全かつ最終的に解決されている。

判決

日韓請求権協定[により、]大韓民国とその国民の財産、権利及び利益に関する実体法上の権利についての外交保護権が放棄されたにとどまらず、これに対して日本国政府等がどのような措置をとるかを全面的に一任することを両国間で合意したものと解される。しかしながら、日韓請求権協定第2条2項.....に該当する在日外国人の財産、権利及び利益については、.....日本政府の対応措置に委ねられたことになる。.....在日韓国人の財産、権利及び利益については、日本国の財産措置法による法律上の消滅の対象にもなっていない.....。

控訴人の被控訴人に対する.....損害賠償請求権は、日韓請求権協定の締結.....にかかわらず、なお消滅することなく存続していた可能性がある。

参議院内閣委員会 1991年3月26日 日ソ共同宣言(条約集)第6項について

○ 齋正敏君 条約上、国が放棄をしても個々人がソ連政府に対して請求する権利はある、こういうふうに考えられますが、これは外務省に答弁していただけますか。本人または遺族の人が個々に賃金を請求する権利はある、こういうことでいいですか。

○ 説明員(高島有終君(外務大臣官房審議官)) 私ども繰り返し申し上げております点は、日ソ共同宣言第六項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持つておると考えられております外交保護権の放棄ということでございます。したがって、御指摘のように我が国国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までも放棄したものでないというふうに考えております。……

○ 齋正敏君 じゃ、個人がそれを請求しようという気持ちがあって、そういう事実があって、何らかの形で証明する書類を持っている、そういうふうにした場合にそれはどういうふうにしたらいいんですか、それを教えてください。

○ 説明員(高島有終君) 個人の請求権という点で申し上げますと、個人の請求権を放棄したものでないという趣旨で御説明申し上げておりますが、国際法上の個人の請求権というのではないわけでございます。と申しますのは、個人は国際法上の主体には原則としてなり得ない。したがって、個人の請求権を放棄したものでないという趣旨は、あくまでもソ連の国内の法制度上における個人の請求権までも放棄したものでない、こういう趣旨でございますので、個人が請求権を行使するという点でございますならば、それはあくまでもソ連の国内法上の制度に従った請求権を行使する、こういうことにならざるを得ないと考えます。

○ 齋正敏君 私もきょう初めてこういうのを聞いたので、……再度勉強して、またお伺いしたいと思えます。

衆議院予算委員会 1993年5月26日 日韓請求権協定(この資料 p.3)について

○ 宇都宮真由美委員 この条約では、要するに外交保護権の放棄を言っているだけの話で、権利自体の消滅についてはこの条約は言っていないということはいいいわけですね。

○ 丹波實政府委員(外務省条約局長) お答え申し上げます。

この第二条の一項で言うておりますのは、財産、権利及び利益、請求権のいずれにつきましても、外交的保護権の放棄であるという点につきましては先生のおっしゃるとおりでございますが、しかし、この一項を受けまして三項で先ほど申し上げたような規定がございますので、日本政府といたしましては国内法をつくりまして、財産、権利及び利益につきましては、その実体的な権利を消滅させておるという意味で、その外交的な保護権のみならず実体的にその権利も消滅しておる。ただ、請求権につきましては、外交的保護の放棄ということにとどまっておる。個人のいわゆる請求権というものがあるとすれば、それはその外交的保護の対象にはならないけれども、そういう形では存在し得るものであるということでございます。

○宇都宮委員 韓国政府がその外交保護権を放棄したからといって、日本の法律で直接その韓国人の権利を消滅させるという、その根拠は何なんでしょうか。

○丹波政府委員 それは、何度も立ち戻りまして恐縮ですけれども、韓国との請求権・経済協力協定の第二条一項を受けまして三項の規定があるものですから、日本政府が相手国、この場合韓国ですが、韓国政府及び国民の財産、権利及び利益に対していかなる措置をとっても、相手国あるいは相手国政府としてはいかなる主張もしないということになっておるものですから、その意味で、日本政府がまさにこの財産、権利及び利益というものを消滅させても、韓国としてはいかなる主張もしないということが規定されておるものですから、日本政府としてはそういう措置をとったということでございます。

○宇都宮委員 それは韓国政府が何も言わないということで、韓国人が何も言わないということまでは決めていないと思います。

参議院外交防衛委員会 2001年3月22日 対日平和条約（条約集）について

○田英夫君 きょう、私から申し上げる問題は、実は司法の舞台で出てきた問題なんですけれども、去る三月六日の東京高等裁判所におけるオランダ人元捕虜、それから民間抑留者の賠償請求訴訟で、政府といいまして国が被控訴人ですが、国が国側の主張として、サンフランシスコ平和条約によって連合国民の請求権は消滅しているので、請求は棄却されるべきだという見解を述べております。

ところが、この見解は、従来のサンフランシスコ平和条約十四条の（b）、これは連合の国及び国民の請求権の棄却、消滅という規定、それから十九条の（a）、これは日本国及び日本国民の請求権の消滅という、そういう十四条（b）と十九条（a）にかかわる問題で見ますと、従来は、例えば原爆訴訟と言われております原爆被爆者が訴えた、これは日本政府がサンフランシスコ条約で国に対する賠償、補償請求を放棄させられてしまったから、アメリカに対する、つまり原爆を落としたアメリカに対して賠償を求めたい、こう思ったけれども、サンフランシスコ平和条約でその権利がなくなっているから日本政府を訴える、こういう訴訟なわけですね。

そこで、日本政府側が主張していたのは、このサンフランシスコ条約で放棄した日本国民の権利というのは、いわゆる外交保護権、日本国の賠償請求権、つまり外交保護権のみを指すのであって、個々の個人の請求権まで放棄したものとは言えない、こういう主張をしていました。

また、シベリア抑留者の補償訴訟、これも原告の方は、日本政府が日ソ共同宣言で国民の請求権を放棄してしまったので日本政府に対して訴えることができないからソ連に対してやるという。ところが、これについても同じような態度をとっているんですね。

そうすると、今回のこの東京高裁におけるオランダ人元捕虜に対する見解というのは従来の政府と異なっていると思わざるを得ない。これは新見解というふうに考えていいんですか。

○政府参考人（海老原紳君（外務省条約局長）） お答えいたします。

今、先生御指摘のように、今般、オランダ人元捕虜損害賠償請求訴訟におきまして政府は準備

書面を提出いたしております。そこでどのような主張を行ったかということにつきまして、若干経緯も含めて御説明させていただきます。

一九五一年のサンフランシスコ平和会議の際のオランダ代表と日本代表との交渉におきまして、我が国はオランダ政府に対しまして、条約の結果、国民は請求権を日本政府または日本国民に対して追及してくることはできなくなるとの解釈を提示いたしました。これに対しましてオランダ代表の意見がありまして、それを踏まえまして、最終的には、日本国政府が自発的に処理することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権が残るにしても、平和条約上の効果といたしましては、かかる請求権につき満足を得ることはできないとの解釈で決着いたしました。

このような経緯からも明らかなように、我が国政府といたしましては、従来から平和条約の規定により連合国民の請求権は救済されないという立場をとってきております。

今回の準備書面におきまして、我が国においては、平和条約十四条（b）によって「これらの請求権ないし債権に基づく請求に応ずべき法律上の義務が消滅したものとされたのであり、その結果、救済が拒否されることになる。」と述べておりますのは、改めてこの趣旨を明らかにしたわけでございます。

そこで、今、田先生から御指摘がありました、今回準備書面において明らかにした立場と、従来から国会等の場におきまして政府が、我が国が平和条約において放棄したものは国家自身の請求権を除けばいわゆる外交的保護権であって、平和条約により個人の請求権が消滅させられてはいないというふうに説明してまいっておるわけございまして、これとの関係でございますが、これは全く矛盾をしないというふうに考えております。

そこで、その矛盾しないという理由でございますけれども、そもそも外交的保護権とは、自国民が外国による国際法違反行為によって損害をこうむった場合におきまして、その本国が、被害者である自国民について生じた損害に関しまして救済が与えられるように必要な措置をとるよう相手国に要求することができるという国家としての国際法上の権利でございます。

したがって、外国において自国民に対して司法上の救済が不法に否定されるようなことがあれば、その本国としては、国家としての国際法上の権利である外交的保護権を行使いたしまして、当該外国に対しまして自国民に対して適切な救済が与えられることを要求できるわけでございます。

しかしながら、平和条約におきまして、日本国として自国民の連合国及び連合国民に対する請求権にかかわる外交的保護権を放棄したということになっておりまして、その意味するところは、連合国において、連合国及びその国民に対する日本国民の請求権が当該連合国によって否認されても、当該連合国の国際法上の責任を追及することは平和条約の締結によってもはやできなくなったということございまして、このことは従来より申し上げております。

このように、従来からの日本国政府の国会等における説明は、平和条約の締結によりまして、さきの大戦にかかわる日本と連合国の請求権の問題は、それぞれの国民がとった行動から生じた個人の請求権にかかわる問題を含めまして、すべて解決済みであるということを一一般国際法上の

概念である外交的保護権の観点から述べたことであるというふうに考えております。

○田英夫君 ……国内で、シベリア抑留者あるいは原爆被爆者の問題については国民の権利は消えていませんよと言って、アメリカやソ連に賠償を請求するのは違いますよという主張をしていて、今度はオランダ人の捕虜などに対しては全く消滅していますよと言うことは、やはり明らかに私はトーンが違うと思うんですが。

もう時間がありませんから、ずばり聞きますけれども、こういうふうな解釈を改めてはっきりさせたのは、アメリカで最近続発している戦争中の日本の企業によるアメリカ人の強制労働、こういう問題についての訴訟が特に多く出てきている。この問題に対する日米間の話し合いをした結果、アメリカ政府と日本の政府の見解を一致させるという必要が生じて、むしろこういう新解釈をこの東京高裁の場で初めて出してきたんじゃないかというふうに思われるんですけども、この点はどうですか。

○政府参考人（海老原紳君） 先ほども申し上げましたように、今回、我が方が主張しました点に関しまして消滅したということを書いておられますのは、個人の請求権そのものが消滅したというふうな言い方はしておらないわけでございまして、十四条（b）項によりましてこれらの請求権、債権に基づく請求に応ずべき法律上の義務が消滅し、その結果救済が拒否されるということを書いておるわけでございます。

また、アメリカとの関係におきましては、確かにカリフォルニア州等でそういう訴訟は生じておりますけれども、このサンフランシスコ平和条約につきまして言えば、従来から日米の解釈は一致しているということでございまして、今回、特にそのような訴訟を背景に解釈を変えた、あるいは見方を合わせたということではございません。

スティーヴン・ルークス「人権をめぐる五つの寓話」シュート及びハーリー編（中島・松田訳）『人権について』（みすず書房、1998）

「功利国 Utilitaria」と呼ばれる社会を思い描いてみましょう。功利国の人々は公共心があり……ます。功利国の唯一の、他に見られない目標は、何にもまして、あらゆる人の全体的な功利を最大化することにおかれています。これを伝統に従っていえば、「最大多数の最大幸福」（それがこの国の標語です）ということになります。……

「何をなすべきか」という問いに直面したとき、功利国の人は一様にこう問い直します。「どの選択肢がもっとも高額の実利をもたらすか」と。

功利国の生活にはそれなりの危険があります。……前世紀の末に、蔑まれていた少数民族出身の一陸軍大尉の身に起きた有名な事件のことを誰もが覚えています。彼は、反逆の罪で裁判にかけられ、……有罪判決を受けました。大尉は無実でしたが、裁判官や将軍たちは「人民の功利」という教義を優先しなければならないということで一致していたのです。……

こうした危険は、部外者から見ると難儀なことと思われるかもしれませんが、しかし、功利国の人にはそれに堪えるのです。功利国の人々は公共心が高度に発達しており、これが必要であると計算が示すならば、いつでも彼らは喜んで自分を、実際にはお互いを、犠牲にするのです。

さて次は、「共同国 Communitaria」と呼ばれる……国を訪れてみましょう。他人にわずらわされず、孤立した生活など彼らには想像もできません。そうした悪夢のような光景を「原子論」と呼び、恐怖のあまり後ずさりするほどです。……彼らはお互いの思いやりを大切にし、ゆったりと進展する伝統や風習に従って暮らしていました。人々はそうした習わしと一体化し、そこに自分たちの居場所を見出していたのです。……

いかなる共同体も、他の共同体より正当性が高い、あるいは低いものとして扱われるべきではないのです。しかし、種々の下位共同体は互いに相容れない信念を持って……います。下位共同体のアイデンティティを定めるのは、たいてい男性であり、その女性たちは、多くの場合、抑圧され、社会的に無視され、不当に虐待されています。……共同国の正式方針である相対主義は、そのような慣行が誰からも邪魔されることなく続けられるのを容認しなければならないのです。

さて今度は、「無産国 Proletaria」という別の場所みなさんをお連れしましょう。……無産国には国家というものがありません。国家もまた消滅したからです。……人権などの……諸権利も同じように、消えてなくなっています。……それらは無産者の真に人間的な共産社会にあっては、もはや必要とされないのです。

無産国の人々は……朝に狩りをし、午後には魚釣りをし、夕べに牛を育て、夕食の後には批判をします。……すべての人間が生産できるものを生産し、必要とするものを手に入れるのです。

無産国の生活にもただ一つ問題があります。それは問題がないという問題です。……

訪問者が怪しいと思うのは、価格を通して需要についての情報を提供する市場なしに、どうやって生産計画を……円滑に進めることができるのか、という点です。なぜ資源配分をめぐる紛争がないのか。……無産国の人々は、精神の不安を経験するのだろうか。……訪問者には、……この連中は人間とは全く違う生き物だ、という考えがふとよぎります。

私たちがすでに訪れた三つの場所では、人権は知られていません。……功利国の人々には人権は無用のものです。……なぜかといえば、「権利を廃止することが社会にとって好都合であるならば、廃止すべきでない権利など、一つもありはしない」からです。共同国の人々は終始一貫して、人権に対して拒絶反応を示してきました。人権は、現実の、生きた、具体的な、特定の場での生活様式からかけ離れた抽象的なものだというわけです。……無産国の人々については、彼らの人権に対する拒絶反応は、革命の予言者、カール・マルクスにまでさかのぼります。……第一に、人権は階級闘争のさなかで、人の心を萎えさせる傾向があるからです。……第二に、……人権は……不完全で、紛争が絶えず、階級に支配されている世界に起因する権利侵害や危険からの保護が必要とされる歴史段階においてのみ必要とされるというのです。……

人権が尊重されているといわれる場所があります。それは「自由国 Libertaria」です。自由国の人々の生活は、市場原理のみにすっかり依存しています。……自由国の人々の権利の中でもっとも基本的で大切にされるものは、所有権です。……

強制的な再分配は禁止されています。なぜならそれは、人々が制限なくいくらでも稼いでよいという権利に対する侵害だからです。……貧困者、病人、精神や身体に障害のある人、不運な人、才能に恵まれなかった人などには、いくらかの同情とある程度の施しが与えられます。……

すべての人々は、選挙権を持ち、法の支配が広く行き渡っており、……表現と結社の自由があ

ります。……誰もが競争に参加できますが、敗者はすみに押しやられます。

人権は、他の場所ではもっとましな状態にあるのでしょうか。……

「平等国 Egalitaria」がそうした場所でしょうか。平等国は、その国の人々がすべて平等の価値を持つとして扱われるという意味では、同一階層からなる社会です。……

平等国の人々は、市場がなし得ることとなしえないことを承知しています。……市場は、才能や財産、権力などの既存の不平等を再生産します。……

他方では、市場は必要不可欠なもので[す]嗜好や生産技術、資源などに関する情報を分散処理して伝達する信号発信装置としての市場に代わるものはありません……。

経済を実現可能かつ存続可能にするには、……ともかく市場過程や物質的誘因を基礎とするしかないし、あいにく、そうすることによって、平等国の人々が真剣に減らそうとしている当の不平等を生み出し、強化してしまうことが、彼らには分かっているのです。

平等国人である以上、平等を効率と引き換えに捨てるわけにはいきません。……自由という条件の下で平等国を(維持するどころか)実現するという望みは、やはりかすんでしまうことでしょう。

衆議院法務委員会 1999年3月19日

○木島日出夫委員 私は、司法権独立を侵害するおそれがあるという論点は、二つの点で全く成り立たない暴論だと言わざるを得ないということを今言いたいと思うのです。

一つは、先ほど来言ったように、この選択議定書を批准して日本の国民個人が直接に委員会に訴え出ることができるのは、日本国内手続、裁判手続も含む国内手続を尽くした上でも、なおかつ人権が救済されていないと考えた個人が直接に人権委員会に人権侵害の通報ができるということでありますから、決して日本の司法権の独立と抵触するものではない、さわるものではない。

二つ目は、提訴を受けた国連人権委員会が、人権侵害あり、国連人権規約B規約に違反すると認定をした場合どうなるか。見解を政府に出すのですよ。日本政府に対して、こういう訴えがあったがこれは正すべきではないか、権利被害救済をすべきではないかという意見を政府に出すのですよ。決して司法当局に出すものではない。しかも、その見解意見書は強制力はないのです。当然ですね、国際司法裁判所という性格のものではありませんから。国連人権委員会ですから、強制力はない。

そうすると、この二つの点を考えただけでも、日本の司法権、第一審、第二審、最高裁、第三審、司法権の独立なんかは何にも抵触しないじゃないですか。……

○但木政府委員(法務大臣官房長) 委員御指摘のような御意見があることは、もちろん存じ上げております。

ただ、例えば第三審まで行った場合に、それによって我が国の制度上尽くすべき手段は終わったとして、その後アピールできるのか。あるいは、再審というものまで含めてアピールできるのか。仮に三審が終わればアピールできるということになると、三審の上に四審という国際的なものをつくるのではないかという危惧。

それからもう一つは、政府に対する勧告が来た場合に、果たして政府は司法権に対してどういう立場においてそれを伝えるのか。もし仮に司法権に全く伝えないとすれば、それはいかなる効果があるのか。司法権に伝えずに、政府においてこれを処理するということができるのか。できるとすれば、司法権が既に確定したものについて、いかなる根拠に基づいて政府がその勧告に従う等ができるのか。

種々の点で、やはりまだまだ検討すべき問題点があり、なお慎重に検討を要するものと考えております。

○木島委員 ……今、官房長の答弁、全然理屈になっていない。勧告を受けた政府は、これは国際社会からの勧告ですよ、それがそのとおりだと思えば救済すればいいのであって、それは司法権救済とは別の道での救済になるわけでしょう。それでいいじゃないですか。それで救済してやれば、結果どうなるかという、どうも日本の裁判所は考えが古いなというだけの話ですよ。どうですか。批准しない理由にならないのじゃないですか。

○但木政府委員 絶対的にそうだとことを申し上げているのではないのですが、日本の三審制で審理が尽くされている、それについて個人的なアピールが国際機関になされて、国際機関がその同じ事案についてさらなる判断をするということ自体の問題が一つあると思います。

それからもう一つは、その勧告が出てきたときに、委員は救済するというをおっしゃいましたけれども、救済するとすれば、司法判断を覆して、何か救済手段、例えば、現に服役中の者についてその服役を解くとか損害賠償を認めるとか、そういうことを言っておられるのか。あるいは、それは何もなしで、ただ政府が受け取ればいいんだとおっしゃっているのか。

その辺の問題も実はございまして、現時点における段階では、いまだこの議定書について批准することはできない、こういうわけであります。

○木島委員 全然わからないですね。第一選択議定書を批准した国は、九六年七月現在の私の資料ですが、八十七カ国あります。アジアでは、モンゴル、フィリピン、韓国、ネパール、スリランカの五カ国が批准してやっているのです。

今日までに個人通報は、一九七七年から九五年七月までの間、各国から六百四十五件が国連人権委員会に寄せられた。そのうち二百八件の見解が採択されて、各国政府に伝えられ、問題解決に非常に有効な機能を果たしている、こういう実績がある。では、こういう国で、これらの国々はみんな司法権独立がある国でしょう、おれたちの国の司法権が侵害されたといって問題になった例がありますか。あったら教えてください。

○但木政府委員 にわかにそのような例があるかどうかはわかりません。各国それぞれの事情もございましょうし、法制度もございまして、我が国の法制度として、現段階の検討段階ではいまだ批准に至らない、こういうことでございます。

○木島委員 ないですよ、それは。国連人権委員会から一定の見解が各国政府に伝えられたとき、政府がどういう態度をとるかは政治判断ですよ。それは司法権救済とは全く別の観点でしょう。政治判断をして、ではこうしましょうといったときに、それは決して司法権独立を侵害する

ことにはならない。司法権は司法権で、ルールの上に、証拠に基づいて判断したまでということなのでしょう。それでいいじゃないですか。……

○陣内国務大臣 ……しかし、我が国においては三審制度をとっております。また、再審の請求制度など、不服申し立ての制度や種々の救済手続などがございますので、それらとの整合性を慎重に検討する必要があると考えております。

参議院法務委員会 2001年3月22日

○林紀子君 ……司法権の独立を侵すというのはどういうことでしょうか。

○政府参考人（房村精一君） 司法権の独立の関係でございますが、御指摘の個人通報制度に基づいて、ある個別の事案につき条約に基づき設置された委員会が公式の見解を示すということになりますと、当該事案またはこれと関連する事案に関する裁判官の自由な審理、判断等に影響を及ぼすおそれがあり、司法権の独立との関係で問題が生ずるおそれがあるということを考えております。

なお、個人通報制度と司法制度の関係としては、司法権の独立のほかにも、我が国では適正かつ効果的な国内救済手続が整備され十分に機能している、そういう国内救済手続の体系を混乱させるおそれもないわけではないということも挙げられようかと思っております。

○林紀子君 今お話を聞いてもやっぱりわからないし、ますますわからなくなってしまうわけなんです。といいますのは、女子差別撤廃委員会の意見や勧告というのは政府に対してなされるわけですね。最高裁に対してするものじゃないんですね。だから、裁判批判をして、最高裁が出した判決はいかぬ、そういうようなことを言うわけではないわけですね。これには法的拘束力もないわけです。

では、こうした制度がどうして司法権の独立の侵害ということが言えるのですか。

○政府参考人（房村精一君） 委員会の見解が裁判官を直接に拘束するものでないことはただいま御指摘のとおりでございますが、やはり条約に基づく国連というようなそれなりに権威のある機関が公的な見解を同一事案について示すということは、その事案について裁判をする裁判官の自由な審理、判断に影響を及ぼすおそれがあるということを懸念しているわけでございます。

○林紀子君 そこがどうもやっぱりおかしいと思うんです。

裁判所に言うわけじゃなくて政府に言うわけですから、政府の方が、例えば総理が、高村大臣がその勧告に従って最高裁に対して、こういうことを言われたからこれをやらなくちゃおかしいなんていうことを言いましたら、それこそ三権分立にもかかわる、司法権の独立を侵すわけですが、そういうことじゃないわけですね。勧告を受けて、国としてちゃんとそれをやりなさいということと言われるわけですから、これはどうしても司法権の独立というのを侵すということにはならないと思うんです。……

○国務大臣（高村正彦君） 私も司法法制部長も先ほどから言っているのは、司法権の独立をストレートに侵すということまで言っているわけではないわけでありまして。司法権の独立を含め司

法制度との関連で問題が生ずるおそれがある、こういうような言い方をしているわけで、ストレートに司法権の独立を侵し憲法違反である、そういうことまで申し上げているわけではありません。

ですから、そういうおそれがある中で実態の運用がどうなっているかを見ながら、まさに政策判断としてあり得る、そういう立場で真摯に検討してまいりたい、こういうことを申し上げているわけでありませぬ。……

○林紀子君 そのおそれがあるというのは、やっぱり司法権の独立ということから考えたら、今の御説明ではわからないわけですね。運用の面につきましても、今、各国と日本の状況は違うわけだから、各国の状況を幾ら見ても、それでずっと研究しているというわけにはならないだろうということをおっしゃっているわけですね。

そもそもこの女子差別撤廃条約の選択議定書に先立っている国際人権規約B規約の第一選択議定書というのもまだ日本は批准をしておりませぬよね。……日本が七九年にこの本体の方を批准してからでも、もう二十二年にわたってずっと批准してきていないわけですね。……司法権の独立ということについて、おそれがあるということで二十二年間も検討してきたわけですね。運用はどうかということも、女性の差別、人権だけでなく、もっと広い自由権の部分でどうかというのをずっと研究してきたわけですね。

これから考えますと、大臣から本当に前向きに検討するというお答えをいただいたわけですが、女子差別撤廃条約の選択議定書もこれから運用状況を見る、司法権の独立というのが心配だということで、まだ二十年も三十年も検討をし続けるおつもりなんですか。

○国務大臣（高村正彦君） 先ほど申し上げましたように、この制度が現実にはどういうふうに使われているかということをお具体的に検討、状況を見ていくわけでありませぬから、いつまでにとおすることはちょっとお申し上げられませぬ。

お申し上げられませぬが、私は外務大臣時代にもこのことについてお答弁した記憶がありませぬますが、事務方が最初持ってきたお答弁書には慎重に検討するという言葉が書いてあったのを私は真剣にとお変えさしていただいたということで、この問題に対する私の基本的立場は御理解いただけるだろうと思おいます。

本当に真摯に検討してまいります。

テロ資金供与防止条約 1999年

Article 2

1. Any person commits an offence within the meaning of this Convention if that person by any means, directly or indirectly, unlawfully and wilfully, provides or collects funds with the intention that they should be used or in the knowledge that they are to be used, in full or in part, in order to carry out:

- (a) An act which constitutes an offence within the scope of and as defined in one of the treaties listed in the annex; or

- (b) Any other act intended to cause death or serious bodily injury to a civilian, or to any other person not taking an active part in the hostilities in a situation of armed conflict, when the purpose of such act, by its nature or context, is to intimidate a population, or to compel a Government or an international organization to do or to abstain from doing any act.

包括テロ防止条約案

【ニューヨーク 26 日共同】国連総会のテロ問題作業部会は二十六日、インドが提案した包括テロ防止条約案を審議したが、テロの定義や正規軍適用除外条項で深刻な対立が表面化、条約案を一本化できないまま、約二週間の会期を終えた。同条約はすべてのテロを禁止し、取り締まることを各国に求める内容。

作業部会の会期中に中東情勢が悪化したこともあり、エジプト、パキスタンなどのイスラム諸国がイスラエルとパレスチナとの紛争を念頭に、「民族自決のための闘争」はテロではない、正規軍の行為を条約の適用範囲外とすることはできない、と強硬に主張、事実上の決裂となった。今後はテロ作業部会が属する総会第六委員会を来月初めに開いて再度決着を目指す、審議は一層の難航が予想される。

航空機の強取等の処罰に関する法律 1970.5.18.

第一条(航空機の強取等) 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしいままにその運航を支配した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二条(航空機強取等致死) 前条の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

第三条(航空機強取等予備) 第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第四条(航空機の運航障害) 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を変更させ、その他その正常な運航を障害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第五条(国外犯) 前四条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。